

平成 29 年度 横浜市税制調査会答申

－ 企業立地促進条例と政策税制 －

平成 30 年 2 月

横浜市税制調査会

目次

はじめに	3
第 1 章 企業立地促進条例の経緯	4
第 1 節 企業立地促進条例の概要	4
(1) 「固定資産取得型」	6
(2) 「テナント型」	7
(3) 条例の変遷	7
第 2 節 第 4 期企業立地促進条例における見直し	8
(1) 平成 26 年度改正の内容（現行条例の制定経緯） ...	8
(2) 平成 28 年度改正の内容	13
第 3 節 企業立地促進条例の実績	14
(1) 認定実績	14
(2) 雇用状況	15
(3) 市内企業への発注状況	16
(4) 経済波及効果（テナント型）	17
(5) 参考：税収と支援額の比較	18
第 2 章 次期企業立地促進条例の方向性	19
第 1 節 企業立地を取り巻く現状と課題	20
(1) 横浜市の課題	20
(2) 他自治体の企業立地促進制度	22
第 2 節 次期条例の具体的な原案	23

(1) 「固定資産取得型」の枠組み変更（中小企業への支援強化）	25
(2) 研究開発機能立地への支援強化	27
(3) 関内の業務機能強化	28
(4) 工業集積の維持・機能転換の促進	29
(5) 特定地域外への立地に対する制度創設	30
(6) 「テナント型」の強化（助成金から税軽減へ）	31
第3章 課税自主権を活用した政策税制に関する検討	33
第1節 「固定資産取得型」：税軽減の廃止と助成金の拡充	33
(1) 企業の負担軽減の違い（初期費用の軽減と一定期間の運営経費の軽減との違い）	34
(2) 固定資産税等の軽減措置と助成金との支援規模の違い	34
(3) 助成金への変更の正当性と留意点	37
第2節 法人市民税法人税割の軽減措置の導入	38
(1) 手段の適切性	40
(2) 事業所税及び法人市民税均等割の活用	42
第4章 次期企業立地促進条例と政策税制の活用	45
おわりに	47

はじめに

横浜市税制調査会は、「横浜市附属機関設置条例」に基づいて平成24年度に設置された、横浜市の附属機関である。

本答申は、企業立地促進条例が本年度で適用期限を迎えるのにあたり、平成28年9月16日に林文子横浜市長から本税制調査会に対して行われた「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求めます。」との諮問に基づき、横浜市から示された次期企業立地促進条例に向けた考え方とその原案について、専門的知見によりつつ審議を行い、その結果を取りまとめたものである。

平成30年2月

横浜市税制調査会

座長	青木	宗明
委員	上村	雄彦
委員	柏木	恵
委員	川端	康之
委員	柴	由花
委員	星野	菜穂子
委員	望月	正光

第 1 章 企業立地促進条例の経緯

企業立地促進条例は、平成16年に制定され、横浜市の企業立地促進施策に活用されてきた。現行の条例は、3回の見直しを経て第4期となっている。

この条例における税制の活用については、本税制調査会の前身である「横浜市税制研究会」の当時から、意見を求められてきた。直近では、前回の見直し時である平成26年度にも本税制調査会において審議を行い、意見書として審議結果を取りまとめた。

本章では、次期条例の案を検討する前に、企業立地促進条例の概要とこれまでの経緯、その実績について確認しておくこととする。

第 1 節 企業立地促進条例の概要

まず、条例の目的は、「企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与すること」（条例第1条）である。

条例上、この目的を達成するために行う支援の対象は、次の2つとされている

- ① 事業所の新規立地、建替え・増設等を行う事業者への支援（以下、「固定資産取得型」と表す。）
- ② 賃貸施設へ新たに進出するテナントへの支援（以下、「テナント型」と表す。）

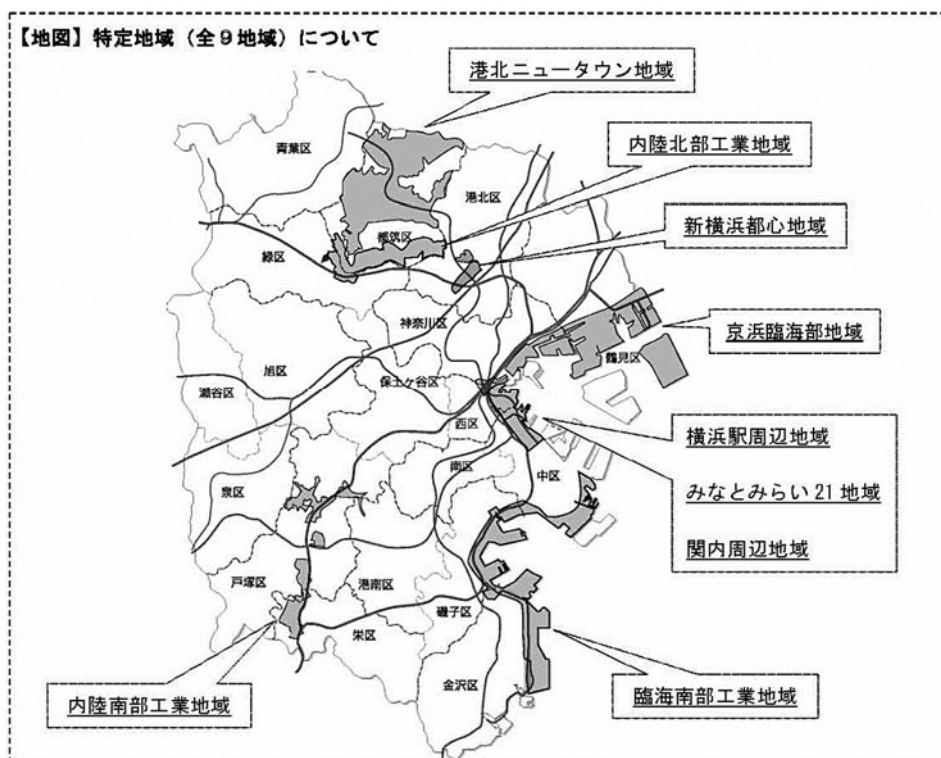
支援内容は、市内9つの地域を特定地域に指定し、

その特定地域において一定の条件を満たす事業を行う企業を認定し、市税の軽減と助成金の交付を実施するものとなっている。

なお、市内特定地域とは、以下の9地域であり（条例別表第1）、地理上の分布は下の地図に示されたとおりである。

- ① みなとみらい21地域
- ② 横浜駅周辺地域
- ③ 関内周辺地域
- ④ 新横浜都心地域
- ⑤ 港北ニュータウン地域
- ⑥ 京浜臨海部地域
- ⑦ 臨海南部工業地域
- ⑧ 内陸南部工業地域
- ⑨ 内陸北部工業地域

< 市内特定9地域 >



この特定地域における支援内容を、「固定資産取得型」と「テナント型」に分けて見てみよう。

(1) 「固定資産取得型」

「固定資産取得型」の支援内容は次の2つとなっている。

○市税の軽減

対象となる事業の用に供する固定資産（土地・家屋・償却資産）について、固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税率を5年間、2分の1に軽減する。

○助成金の交付

助成金の交付は、新たな固定資産の取得額に相当する「投下資本額」が基準となっている。ここで投下資本額という用語を用いたのは、固定資産の取得を資本投資として捉えているためである。下の表から分かるように、この投下資本額が中小企業で5億円、大企業で50億円を越える場合に助成金が交付される。また助成金の金額も、投下資本額に助成率を乗じることで算定される。

< 投下資本額に応じた支援内容 >

投下資本額	支援内容
中小企業：1億円以上5億円未満 大企業：10億円以上50億円未満	税軽減のみ
中小企業：5億円以上 大企業：50億円以上	税軽減＋助成金

(2) 「テナント型」

「テナント型」の支援内容は助成金であり、税の軽減は行われない。

○助成金の交付

法人市民税法人税割額に相当する金額(最大5年間、各年度1億円を上限)を交付する。

(3) 条例の変遷

現行の条例は、3回の改正を経て第4期となっている。第1期からの支援内容の変遷は次の表のとおりである。

< 企業立地促進条例と支援メニューの変遷 >

	「固定資産取得型」 固都税の軽減(1/2)×5年 + 助成金(下記)			「テナント型」 助成金 (下記)
	自社ビル 建設等	賃貸ビル 建設	観光・ MICE施設	オフィス 賃借
第1期 (H16-20)	上限50億 助成率 10%	上限50億 助成率 10%	—	—
第2期 (H21-23)	上限20億 助成率 8~10%	—	—	法人税割 1/2相当額 ×3年
第3期 (H24-26)	上限20億 助成率 6~10%	—	—	法人税割 相当額 ×3~4年
第4期 (H27-29)	上限50億 助成率 5~12%	上限50億 助成率 10%	上限50億 助成率 12%	法人税割 相当額 ×3~5年

第 2 節 第 4 期 企業立地促進条例における見直し

本税制調査会が、前回、企業立地促進条例について検討し、意見書を取りまとめたのは平成 26 年度である。横浜市は、意見書の内容を踏まえた上で、市会の議論を経て条例の改正を行った。

横浜市の行った条例改正の具体的な内容について、本年度の審議に際して改めて説明が行われたので、ここでその内容について確認しておく。

なお、本文中の点線枠に囲われた部分は、本税制調査会が横浜市から受けた報告・説明の内容である。

(1) 平成 26 年度改正の内容（現行条例の制定経緯）

まず、「固定資産取得型」について、見直しの基本的な考え方と具体的な内容の報告があった。

「固定資産取得型」については、インセンティブの強化を図りつつ、市の財政的な均衡を図るため、これまで対象地域・分野で一律であった助成率・上限額を、地域・分野ごとに細分化し、引き上げあるいは引き下げるという見直しを行ったとのことであった。

また、市の置かれている社会・経済状況などに対応するため、観光・MICE 施設などの新たな経済効果を生む分野への支援を新設して誘致に取り組むとともに、賃貸ビル建設への支援を再導入するなどの見直しを行ったとのことであった。

具体的な地域・分野についての考え方や見直し内容は次のとおりである。

《 固定資産取得型 》

【 見直しの考え方 】

考え方	主な内容
① 2020 年に向けて東京への一極集中が加速する中、大規模な投資による本社・研究所等の立地を促進する。	みなどみらい 21 地域・横浜駅周辺地域に限定して本社・研究所に対する助成率・上限額の引上げ
② 京浜臨海部地域・臨海南部工業地域において、本市が振興を図る「成長・発展分野」（環境・エネルギー、健康・医療）の研究機能の集約を図る。	京浜臨海部地域・臨海南部工業地域において「成長・発展分野」の研究所に対する助成率の引上げ
③ グローバル MICE 戦略都市の推進、また、オリンピックを機に国内外から観光客を呼び込むため、ラグジュアリークラスのホテルや集客力の高い施設の立地を誘導する。	みなどみらい 21 地域における観光・MICE 施設への支援の新設
④ 東京における大量のオフィス供給計画の一方、横浜では供給予定が少ないため、誘致の受け皿を確保する。	みなどみらい 21 地域・横浜駅周辺地域における賃貸ビル支援の再導入

【改正内容】

○対象地域による助成率・上限額の見直し

事業所の種類	改正前 〈上限額〉 (9地域一律)	改正後	
		対象地域	助成率 〈上限額〉
本社・研究所	10% 〈20億円〉	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域	12% 〈50億円〉
		京浜臨海部地域・臨海南部工業地域 環境・エネルギー 健康・医療分野の研究 所	12% 〈20億円〉
		本社、上記分野以外の 研究所	10% 〈20億円〉
		上記以外の5地域	8% 〈20億円〉
工場	8% 〈20億円〉	全9地域	8% 〈20億円〉
本社以外の事務所	6% 〈20億円〉	全9地域	5% 〈20億円〉

※投下資本額が中小企業5億円、大企業50億円以上の場合に助成金を交付する。

○観光・MICE施設建設への支援の新設

項目	改正後
対象地域	みなとみらい21地域
助成率等	助成率：12%（上限額：50億円）

○賃貸ビル建設への支援の再導入

項目	改正後
対象地域	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域
助成率等	助成率：10%（上限額：50億円）
その他	一定規模以上のオフィス床を有する賃貸ビルを対象とし、「オフィス部分」、「観光・MICE施設部分」を支援対象とする。

「テナント型」については、法人市民税の一部
 国税化により法人市民税法人税割額が減額となる
 ことで、助成金額も減額となりインセンティブが
 低下してしまうことに対応するため、助成期間を
 1年延長することにより、インセンティブの再強
 化を図るなどの見直しを行ったとのことであっ
 た。

具体的な考え方や見直し内容は次のとおりであ
 る。

《テナント型》

【見直しの考え方】

- ・ 賃借する形態の企業立地を促進するた
 め、テナント誘致の取組を強化する。
- ・ 国際的ビジネス拠点の形成を推進するた
 め、外資系企業に対し支援を強化する。

【改正内容】

○ 対象地域・助成期間の見直し

項目	改正前	改正後		
対象地域	業務系5地域	業務系5地域＋京浜臨海部地域、 臨海南部工業地域		
助成期間	3年間	みなとみらい21地域、 横浜駅周辺地域	4年間	
		京浜臨海部地域 ・ 臨海南部工業地域	環境・エネ ルギー、 健康・医療 分野 製造業	4年間
			3年間	
		上記以外の業務系3地域	3年間	

○ 外資系企業の特例

項目	改正前（多国籍企業）	改正後 （外資系企業）
要件	① 日本以外に2か国以上で事業展開を行うもので、地域統括機能を有する事業者 ② 本店所在地以外に2か国以上で事業活動を行う外国会社が設立した日本法人で、地域統括機能を有する事業者	外国会社が株主等の議決権の1/3超を有している日本法人
助成期間	3年間＋1年間	上記の表（対象地域・助成期間の見直し）の改正後の助成期間＋1年間

(2) 平成 28 年度改正の内容

平成 28 年度にも本制度は一部見直しが行われたが、28 年度の見直しは、基本的には事務的な要請によって行われたもので、税制の活用に係る部分ではないとのことであった。

報告された見直し内容は次のとおりである。

< 28 年度の改正内容 >

○ 事業継続義務の履行確保

所定期間の事業継続と事業継続期間中に撤退した場合の税軽減相当額の支払いに関する契約の締結を認定要件とすることとし、事業継続義務の履行を確保した。

○ 神奈川県補助金との併給

本市の企業立地等助成金については、国や他の自治体の補助金等との併給ができない規定となっていたが、より効果的な企業立地等の促進を図るため、神奈川県補助金との併給を可能とした。

第 3 節 企業立地促進条例の実績

次に、横浜市から、第 4 期条例の実績について報告があった。

(1) 認定実績

まず、これまでの条例における認定実績について報告があった。

認定件数の実績は次の表のとおりである。

< これまでの認定実績（H29年8月現在） >

期 (適用年度)	「固定資産取得型」	「テナント型」	合計
第 1 期 (H16～H20)	5 5 件	(制度なし)	5 5 件
第 2 期 (H21～H23)	1 3 件	1 0 件	2 3 件
第 3 期 (H24～H26)	1 7 件	1 0 件	2 7 件
第 4 期 (H27～H29)	1 3 件	4 件	1 7 件
合計	9 8 件	2 4 件	1 2 2 件

なお、平成 29 年 8 月現在での第 4 期の認定件数は 17 件となっているが、現時点で調整中の案件も一定程度あることから、第 4 期の認定件数が第 3 期の認定件数を上回る見込みであるとの説明があった。

また、横浜市の説明によれば、前回の意見書において本税制調査会から指摘した認定件数の減について、報告後の認定によって前期の認定件数を上回ったようである。

次に、第4期条例における主な認定企業について報告があった。

< 第4期条例における認定実績 (H29年8月現在) >

類型別	主な認定企業 (認定投下資本額)
「固定資産取得型」 13件	<ul style="list-style-type: none"> ・中外製薬(株)【研究所】 (837億) ・(株)資生堂【研究所】 (400億) ・京浜急行電鉄(株)【本社】 (219億) ・(株)コーエーテクモゲームス【本社等】 (274億)
「テナント型」 4件	<ul style="list-style-type: none"> ・日本KFCホールディングス株式会社 ・キャタピラージャパン合同会社

認定対象企業はいずれも上場企業又はそれに準ずる大規模な企業であって、「固定資産取得型」について、大規模な研究所及び本社の立地が呼び込めていることが確認できる。

(2) 雇用状況

次に、認定事業に係る被用者数の増について報告があった。雇用状況は次の表のとおりである。

< 認定事業による被用者数の増 >

	開始前	H25年12月	H28年12月	開始前比
被用者数	15,299人	41,942人	48,737人	33,438人
うち横浜市民	—	16,530人	19,251人	—

26年度の報告時との比較で、被用者数は6,795人増となっており、うち横浜市民は2,721人増となっている。

(3) 市内企業への発注状況

続いて、認定事業者による市内企業への発注状況について報告があった。

報告のあった市内企業への発注状況は次の表のとおりである。

< 市内企業への発注状況（H28年12月現在） >

（単位：百万円）

	建設等<累計> (建設工事 ・設備工事等)		事業活動<単年> (原材料調達・物品購入 ・保守管理・清掃)	
	合計	市内・ 準市内企業	合計	市内・ 準市内企業
業務系	(195,697) 228,404	(193,639) 223,540	(262,032) 589,417	(35,625) 56,751
工業系	(115,800) 131,819	(86,632) 100,113	(231,275) 337,585	(57,566) 70,843
計	(311,497) 360,223	(280,271) 323,653	(493,307) 927,002	(93,191) 127,594

※括弧内の数字は、前回報告時（H26年）の状況である。

26年度の報告時と比較すると、建設等（市内・準市内企業）で43,382百万円増となっており、事業活動（市内・準市内企業）で34,403百万円増となっている。

(4) 経済波及効果（テナント型）

今回、横浜市から、新たに「テナント型」の認定事業による経済波及効果が示された。

その内容は次の表のとおりである。

< 経済波及効果 >

認定年度	認定件数	事業継続義務期間	経済波及効果		
			単年		事業継続義務期間累計
			誘発被用者数	生産誘発額	生産誘発額
21年度	2件	10年	1,049人	17,245百万円	172,450百万円
22年度	6件	10年	4,060人	67,180百万円	671,800百万円
23年度	2件	10年	2,198人	36,312百万円	363,120百万円
24年度	2件	7年	827人	13,663百万円	95,641百万円
25年度	3件	7年	2,571人	43,563百万円	304,941百万円
26年度	4件	7年	1,111人	19,024百万円	133,168百万円
27年度	3件	7年又は8年	536人	9,236百万円	67,317百万円
28年度	1件	7年又は8年	176人	3,008百万円	24,064百万円
29年度	1件	7年又は8年	285人	3,676百万円	29,408百万円
合計	24件	—	12,813人	212,907百万円	1,861,909百万円
平均	—	—	534人	8,871百万円	77,580百万円

この経済波及効果は、産業連関表などにに基づき試算された値であり、実際の経済に与えた影響そのものではないが、進出企業が横浜市経済に与えた影響を推計する指標の一つと言えるだろう。

(5) 参考：税収と支援額の比較

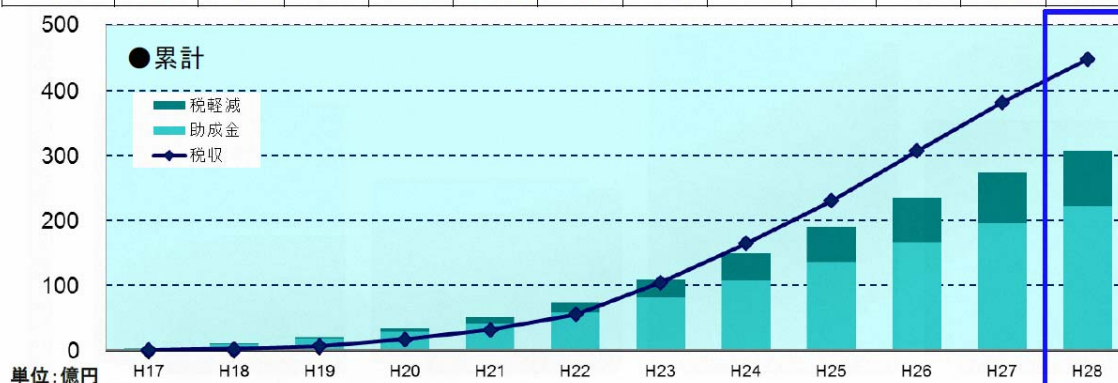
横浜市から、認定事業者に対する支援額と認定事業者からの税収額が示された。

< 支援額と税収額の比較 >

【参考】支援額(税軽減・助成金)と税収 ※税の軽減措置をTax expenditureとして表示

○本市の財政上支障のない範囲内において、税の軽減(不均一課税)措置を実施 【単位：百万円】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
税軽減額	0	48	158	441	908	1,570	2,849	4,090	5,451	6,819	7,889	8,555
助成金額	327	871	1,772	2,834	4,087	5,773	8,051	10,771	13,589	16,529	19,458	22,212
支援額計	327	919	1,930	3,275	4,995	7,343	10,900	14,861	19,040	23,348	27,347	30,766
税収額	0	205	622	1,622	3,088	5,505	10,421	16,462	22,993	30,695	38,182	44,773
差額	-327	-714	-1,308	-1,653	-1,907	-1,838	-479	1,601	3,953	7,347	10,835	14,006



前回の意見書でも述べているが、認定事業者からの税収と、認定事業者に対する助成金と税軽減の合計との差額は、そこに必ずしも直接の相関関係があるものとはいえないため、その数値を以て政策効果を検証したものとはいえない。

むしろ、財政的な視点で見たときに、一定期間において、歳入（税収）が歳出（財政支援額）を上回っている事実が認められることが確認できるというに過ぎない。

第 2 章 次期企業立地促進条例の方向性

前章では、企業立地促進条例のこれまでの経緯と状況について確認を行った。

今回、横浜市から、条例により、経済情勢を踏まえた企業の投資や進出を呼び込めており、雇用・市内発注・経済波及効果などの成果が上がっていることから、引き続き市内に大規模な投資、企業進出を呼び込んでいくために、適用期間を延長する意向が示された。

また、第 4 期条例の実績として次の 3 つが挙げられた。

- ① 第 4 期の条例における支援規模や支援対象の拡充が奏功し、本社・研究所等の大規模投資や観光 MICE 施設（音楽ホール等）の立地が呼び込めている。
- ② 特にみなとみらい 21 地域において、国内で類を見ないグローバル企業によるオープン・イノベーション志向の研究開発拠点の集積が形成されつつある。
- ③ 臨海部や内陸部の工業集積地域等において、中小企業の新たな設備投資や新規進出などに活用されている。

こうした成果を横浜市の強みとして生かすとともに、平成 32 年の東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据えて、横浜市のビジネス環境や企業誘致の姿勢を国内外に発信し、観光・MICE を含め、企業の投資や進出を呼び込んでいくこと、特に中小企業の投資意欲を後押ししていくことを目指して、支援制度の見直しを行いたいとの説明があった。

本章では、こうした状況を踏まえて、横浜市が検討を行っている、次期条例の原案について検討する。

第 1 節 企業立地を取り巻く現状と課題

(1) 横浜市の課題

まず、横浜市が現在認識している企業立地を取り巻く現状と課題について説明があった。そこで課題として挙げられているのは次の 4 項目である。

- ア まちづくりの動きと連動した企業立地
- イ 研究開発拠点の集積と大規模工場の機能転換
- ウ 中小企業への支援
- エ 東京一極集中への対応

各項目の具体的な課題と現状の内容は次のとおりであった。

ア まちづくりの動きと連動した企業立地

企業の投資意欲や事業拡張の動きを捉え、みなとみらい 21 地域などで本社・研究所、観光・MICE 施設等の立地が進んだ一方で、企業を呼び込む用地が限定的となっている状況がある。

また、今後、市庁舎移転を見据えた関内エリアなど、まちづくりの動きと連動した企業立地促進施策を検討する必要がある。

イ 研究開発拠点の集積と大規模工場の機能転換

みなとみらい 21 地域を中心に、グローバル企業による研究開発拠点の投資が進んでいる。

一方、テナント型の研究開発拠点については、市内に企業が必要とする設備等を備えた賃貸施設が不足しており、市外に立地を逃している状況が見られる。

また、企業のグローバルな事業再編の動きの中で、先端技術や開発力を有する工場への機能転換等により、本市への定着を促す仕組みを検討する必要がある。

ウ 中小企業への支援

内陸部の工業集積地域では、住工混在が急速に進展し、既存企業の操業環境がより厳しくなっており、事業を継続するための設備更新等を後押しする必要がある。

また、投資意欲の高い企業への支援を強化することで、中小企業のさらなる発展を図る必要がある。

エ 東京一極集中への対応

今後、都内でオフィス床が大量に供給され、企業のさらなる一極集中が進むことが懸念されている。特に、テナント企業を誘致していくためのインセンティブ強化に向けた検討が必

要となっている。

また、「テナント型」では法人市民税相当額を助成しているが、平成31年10月以降に適用される税制改正（法人市民税の一部国税化による税率引下げ）により、企業への支援額が減少することへの対応も検討する必要がある。

(2) 他自治体の企業立地促進制度

また、他の自治体における同様の企業立地促進に係る支援制度の状況について、報告があった。

都市部の各自治体において、横浜市と類似した支援制度が講じられており、多くの自治体では税軽減の制度も活用していることが確認できる。

< 「固定資産取得型」支援に係る他都市の状況 >

	助成金		税軽減
	内容	上限	内容
さいたま市	取得費（家屋・償却）×10%	10億	—
千葉市	固都税相当額×5年	25億	—
横浜市	取得費（土地・家屋・償却） ×12%	50億	固都税×1/2×5年間
川崎市	取得費（土地・家屋・償却） ×10%	10億	—
相模原市	取得費（土地・家屋）×10%	10億	固都税（土地・家屋） ×1/2×5年間
神奈川県	取得費（土地・家屋・償却） ×5%	5億	不動産取得税×1/2

大阪市	—	—	固都税・法人市民税・事業所税 最初の5年はゼロ、次の5年は 1/2 ＜関西イノベーション国際戦略総 合特区における優遇税制＞
神戸市	取得費（家屋・償却）×6%	上限 なし	固都税・事業所税資産割 ×9/10×5年間
福岡市	取得費（土地・家屋・償却） ×10%	10億	—
東京都	（拠点設立に要した経費の 1/2） ＜アジアヘッドクォーター 特区拠点設立補助金＞	500万	不動産取得税（家屋）・ 固定資産税（家屋・償却資 産）・ 都市計画税（家屋）の全額 ＜アジアヘッドクォーター特区＞

＜「テナント型」支援に係る他都市の状況＞

	助成金	
	内容	上限
さいたま市	賃借料×3か月分	600万
千葉市	①賃借料×1/2×1年分 ＋ ②法人市民税額×3年分	①500万＋②上限なし
横浜市	法人市民税法人税割額×3～5年分	5億（1億/年）
神戸市	賃借料×1/4×5年分	4.5億
福岡市	賃借料×1/3×2年分	1億（5千万/年）

第2節 次期条例の具体的な原案

前節で、横浜市の認識している企業立地を取り巻く現状と課題について確認した。それらを踏まえた次期条例の具体的な見直し内容として、横浜市から示されたのは、次ページの案である。

< 次期条例見直し案 >

◆ 【固定資産取得型】対象投資額の変更・税軽減の廃止について

【4期条例】

投資額	1億円未満	1～5億円未満	5億円以上
中小企業	-	【税軽減】	【助成金】
投資額	10億円未満		50億円以上
大企業	-		【助成金】

【次期条例】

投資額	1億円未満	1～5億円未満	5億円以上
中小企業	-	(助成金に変更)	【助成金】
投資額	10億円未満		50億円以上
大企業	-		(廃止) 【助成金】

◆ 【全体概要】制度の変更案について

4期条例		取得型								テナント型
		本社	研究所	事務所	工場	賃貸研究所	賃貸工場	賃貸ビル	観光・MICE ホテル、 観光・エンタメ	
特定地域 【9エリア】	MM	(12)	(12)	(5)	-	-	-	(10)	(12)	○
	横浜	(12)	(12)	(5)	-	-	-	(10)	-	○
	関内	(8)	(8)	(5)	-	-	-	-	-	○
	新横浜	(8)	(8)	(5)	-	-	-	-	-	○
	港北NT	(8)	(8)	(5)	-	-	-	-	-	○
	京浜臨海部	(10)	(12,10)	(5)	(8)	(8)	(8)	-	-	○
	臨海南部	(10)	(12,10)	(5)	(8)	(8)	(8)	-	-	○
	内陸南部	(8)	(8)	(5)	(8)	(8)	(8)	-	-	-
	内陸北部	(8)	(8)	(5)	(8)	(8)	(8)	-	-	-

次期条例		取得型								テナント型
		本社	研究所	事務所	工場 ※マザー 工場	賃貸研究所	賃貸工場	賃貸ビル	観光・MICE ホテル、 観光・ エンタメ	
重点地域	MM	(12)	(12)	-	-	(研究開発型 特定資産業 務ビルへの 支援を検討)	-	(見直し を検討)	(12)	○
	横浜	(12)	(12)	-	-		-	-	-	○
	関内	(拡充を検討) ※既存賃貸ビルの改修・ 延焼リスクへの支援を検討		-	-		-	-	(エリアの 拡充を 検討)	○
	新横浜	(8)	(8)	-	-		-	-		○
	港北NT	(8)	(8)	-	-		-	-		-
	京浜臨海部	(10)	(10)	-	(10) ※(上乗せ を検討)	(10)	(10)	-	-	○
	臨海南部	(10)	(10)	-	(10) ※(上乗せ を検討)	(10)	(10)	-	-	○
	その他の 工業集積地域	(8)	(8)	-	(8) ※(上乗せ を検討)	(8)	(8)	-	-	-
	その他地域 (特に高い経済効果等)	(導入を検討)								-

全体を概観すると、従来の支援対象施設・地域に新たな支援対象施設・地域が加えられているほか、助成率及び上限額について見直しが検討されている。併せて、これらの見直しにあたってのポイントとして次の6点が挙げられている。

- (1) 「固定資産取得型」の枠組み変更（中小企業への支援強化）
- (2) 研究開発機能立地への支援強化
- (3) 関内の業務機能強化
- (4) 工業集積の維持・機能転換の促進
- (5) 特定地域外への立地に対する制度の創設
- (6) 「テナント型」の強化（助成金から税軽減へ）

これらのポイントごとの、見直しの考え方と具体的な内容については次のとおりである。

- (1) 「固定資産取得型」の枠組み変更（中小企業への支援強化）

【見直しの考え方】

現在、横浜市はみなとみらい21地域の開発が進んだことなどにより、新たに企業を誘致することができる事業用地が限定的となっている。

関内地区の経済的地盤沈下の懸念、大規模工場の撤退、内陸部製造業の操業環境の悪化、賃貸型R&D施設の不足、オープン・イノベーション志向のR&Dの立地など対応すべき課題がある。

投資意欲の高い企業への支援を強化すること

で、中小企業のさらなる発展を図る必要がある。

【見直し内容】

① 中小企業は、1億円以上の投資額から助成金を交付する。

税軽減（固定資産税・都市計画税の税率を1/2）から変更することにより支援拡充する。

② 大企業は、最低投資額を現行の10億円から50億円に引き上げ、本市への定着が見込まれる大規模投資を促進することを明確化する。

③ 「固定資産税等の軽減」を廃止し「助成金」に一本化する。

この見直しの内容について委員から、以下のよう
に重要な指摘が行われた。

すなわち、REIT（投資法人・投資信託）が固定資産
を取得して運用する場合には、現行の条例は適用
されない規定となっているが、東京都内、とくに東
京駅周辺、六本木周辺などの特定地域においては、
現在でもそういった所有形態による立地もあり、そ
ういった投資を呼び込むためにも、条例の適用を検
討するべきではないかとの指摘である。

(2) 研究開発機能立地への支援強化

【見直しの考え方】

昨今の企業立地においては、これまでの自社単独で進めるための研究所とは異なり、オープン・イノベーション型研究開発、すなわち、他社と協業して新たな研究開発手法を志向するという特徴がある。そして、日本の強み分野である自動車産業では、自動運転など次世代自動車の研究開発が活性化する動きもある。

また、他の企業やベンチャー企業、大学などと共同でビジネス化を進める志向が強まっている。

しかし、みなとみらい 21 地域等で研究開発拠点への投資が進む一方で、テナント型の研究開発拠点の進出については、市内に賃貸施設が不足しているため、市外に逃しているという状況にある。

【見直し内容】

- ① テナント進出での研究開発拠点の市内立地を積極的に促進するため、その受け皿となる賃貸型 R & D 施設の立地に対する支援を創設する。
- ② オープン・イノベーションによる新たなビジネスの創出を促進するため、本社・研究所等の建設・取得について、その一部に市内企業等との交流スペースやベンチャー企業誘致床等を整備する場合は新たに支援対象とする。

(3) 関内の業務機能強化

【見直しの考え方】

2020年に予定されている市庁舎移転により、従業者数の減や空室率の増など、関内地区の経済的な地盤沈下が懸念されている。そうした地盤沈下を防ぎ、ビジネス地区として再生を図る必要性が急速に高まっている。

【見直し内容】

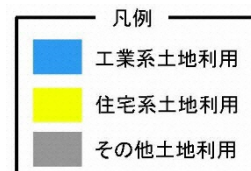
- ① 市庁舎移転を契機に、関内エリアの業務機能の再生・強化を強力に促進していくため、支援規模や対象の拡充を図る。
- ② ベンチャー企業や成長産業の企業集積等、関内の魅力・強みを生かしたまちづくりを進めていくため、受け皿となる賃貸ビルの建替えや低未利用地への新築及び耐震改修等に対する支援制度の創設を検討する。

この見直しの内容について委員からは、企業立地促進施策とまちづくり施策との連携について重要な指摘があった。すなわち、関内地区には歴史的な建築物も多数存在しており、そういった建物についても建て替えを促進する流れになってしまうのではないかと、もしもそうなってしまう場合、それでも良いのかどうか、まちづくり施策とこの条例との関係性について整理しておく必要があるとの指摘である。

(4) 工業集積の維持・機能転換の促進

【見直しの考え方】

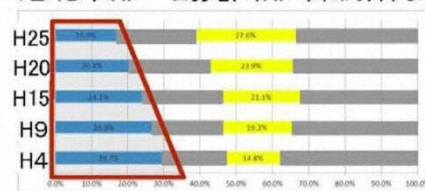
内陸部の工業集積地域については、急速に住宅化、住工混在化が進んでおり、既存の中小企業の製造業の操業環境が悪化している。



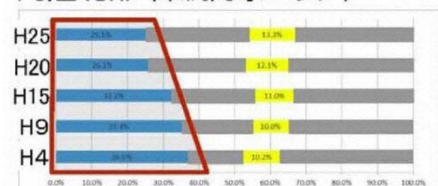
内陸南部 (条例対象エリア)



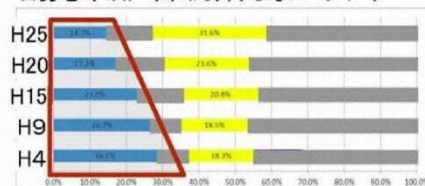
港北東部・鶴見西部 (条例非対象エリア)



内陸北部 (条例対象エリア)



鶴見東部 (条例非対象エリア)



また、大企業のグローバルな事業再編の中で、市内の大規模工場が閉鎖する動きがみられる。

【見直し内容】

- ① 内陸部の工業集積地域で急速に住工混在が進んでいるため、既存の中小企業が継続して操業できるよう、工業系エリアの支援対象地域を工業集積地域全域に拡大する。
- ② 企業のグローバルな事業再編等の動きの中で、大規模工場が市内から撤退する動きに対応するため、今後も本市への定着が大きく期待できるマザー工場の立地・機能転換に対する支援を強化する。

この見直しの内容について委員からは、国の政策変更を吟味すべきであるとの重要な指摘があった。すなわち、国は企業立地促進法を改正して、地域未来投資促進法としたが、地域の特性を活用した事業支援を促進する政策変更と本市条例の整合性について慎重に検討すべきではないかとの指摘である。

(5) 特定地域外への立地に対する制度創設

【見直しの考え方】

みなとみらいの開発も総宅地面積における開発率が74%とかなり進んでおり、特定地域内で企業立地を誘導することができる市有地が限定的となってきた。

特定地域外で優良な企業立地の動きがあった際に、確実に横浜市に立地してもらうことが可能となる制度が必要になっている。

【見直し内容】

- ① 特に高い経済効果が認められる場合、特定地域外の事業計画も支援対象とする枠組みを創設する。

この見直しの内容について委員からは、特に経済効果の高い事業であると認める基準をしっかりと規定し、恣意的な裁量が入らないようにする必要があるとの重要な指摘があった。

(6) 「テナント型」の強化（助成金から税軽減へ）

【見直しの考え方】

「テナント型」支援については、みなとみらい21地域を中心に本社等の集積の効果が見られる。

一方、2018年から2020年までに東京で整備されるオフィス床は約400万㎡と見込まれており、膨大な供給により、都内で新しいオフィスを割安な賃料で借りられるようになることで、東京との相対的な競争力が大きく低下する可能性がある。こうした状況下で、横浜で計画されている主なオフィス床は約13万㎡に留まっており、企業の東京への一極集中がさらに加速する懸念がある。

また、現行条例の「テナント型」支援は、法人市民税法人税割相当額を助成する制度であるが、国の税制改正で、法人市民税が一部国税化されたことにより、企業への助成額（法人市民税法人税割相当額）が減少している。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とする国の対日投資拡大の動きと連動した外資系企業誘致を強化する必要がある。

従前にも増してなお一層、企業に働きかける誘因措置の強化が必要となっている。

【見直しの内容】

- ① 「納付後の助成金」から「申告（納付）時点の税軽減」への転換により、支援を早期化する。
- ② 法人市民税の一部国税化により、支援額（法人市民税法人税割額）が減少することを踏まえ、支援期間を1年延長する。

【改正前】	【改正案】
○ 助成金	○ <u>税軽減</u>
・ 法人市民税法人税割の納付後に相当額を助成金として交付	・ <u>法人市民税法人税割額を軽減（全額）</u>
・ 助成期間：3年（4年）	・ 軽減期間：4年（5年） （1年延長）
・ 外資系企業の特例 （+1年）	・ 外資系企業の特例 （+1年）を継続

【参考1：「テナント型」への支援額（決算額）】

（交付額単位：百万円）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	累計
交付件数	2件	4件	8件	8件	9件	31件
交付額	67	71	129	213	294	776

【参考2：他自治体の導入状況】

都市名	法人市民税法人税割の軽減内容
海老名市	2分の1（3年間）
宇都宮市（栃木県）	最大90%減額（3年間）
出水市（鹿児島県）	全額（10年間、上限3億円/年）

※この他にも、特区制度などと連動して軽減措置がある自治体もあるが、独自に課税自主権を活用して実施している政令指定都市は、現時点では存しない。

この見直しの内容について、委員から、認定基準にかかわる非常に重要な指摘があった。すなわち、条例の支援対象事業とその他の事業の按分する際に使用する従業者数の確認について、事業年度の末日時点での数字を申告させるだけでなく、必要に応じて現地調査を行うなどすべきであるとの指摘である。

第3章 課税自主権を活用した政策税制に関する検討

前章では、横浜市から示された次期企業立地促進条例の考え方と具体的な見直し内容について考察した。

そこで本章では、課税自主権を活用した政策税制という視点から、横浜市の案に検討を加える。条例案の「柱」は、以前と同様、「固定資産取得型」と「テナント型」の二本立てとなっているため、それらを順に見てゆくことにしよう。

第1節 「固定資産取得型」：税軽減の廃止と助成金の拡充

企業立地促進条例の見直しの第1の「柱」は、「固定資産取得型」において行われてきた固定資産税等の軽減措置を廃止し、助成金のみによることである。

この見直しの理由として横浜市は次の2点を挙げている。

第1には、税の軽減を廃止して助成金に一本化することが、企業規模のより小さな中小企業への支援強化になると判断したことである。助成金の交付基準である投下資本額を引き下げることによって、中小企業が助成支援を受けやすくなるのである。

第2には、既進出企業からの声として、横浜市への立地・進出を決定する際に重要となった要因に関して、規模の大きい助成金のインセンティブが、特に大規模な投資においては有効だったということである。

そこで次に、今回の見直しの根拠を本税制調査会が

精査し、適正な根拠なのか否か検討してみることにする。具体的には、税の軽減と助成金とのどちらが、横浜市への企業誘致にとって適切な策なのか考察するのである。

(1) 企業の負担軽減の違い（初期費用の軽減と一定期間の運営経費の軽減との違い）

まずはじめに、固定資産税等の軽減措置と助成金とが、企業にとっていかなる意味を持つのかを見てみよう。固定資産税等の軽減措置は、「固定資産取得型」の支援策の一部であり、取得費に対する助成金と組み合わせて活用されている。

取得費に対する助成金は、企業が新たにその事業の用に供するために取得する固定資産の取得費に対して助成率を乗じた額が交付されるもので、その助成率と金額の上限は地域・分野に応じて異なる。この助成金は、企業の新規立地に係る初期費用の軽減を目的とする。

これに対して固定資産税等の軽減措置は、企業が新たな事業のために固定資産を取得した場合に、当初の5年間の税率を2分の1となるものである。したがって税の軽減措置は企業にとって、事業開始後の一定期間の事業運営経費を軽減するという意義を有することが分かる。

(2) 固定資産税等の軽減措置と助成金との支援規模の違い

両者の位置付けが明らかになったところで、支援

額の規模から比較をしてみよう。現行条例における固定資産の取得に対する助成金は、地域・分野によって異なるが、取得費に対して助成金が占める割合（助成率）は5%から12%までとなっており、上限額は20億円から50億円までとなっている。

一方、固定資産税等の軽減措置は、対象事業の用に供する資産に対する税率（土地・家屋であれば1.7%、償却資産であれば1.4%）を2分の1に軽減している。固定資産税等の課税標準額の算定基礎となる評価額は、基本的にはその取得費に比例する。ただし、固定資産税等の課税標準額は、その算定基準から取得費を超えることはほぼない。

ここまですでに明らかのように、固定資産税等の軽減と助成金とによる支援額は、取得費に応じて大きくなる仕組みとなっている。

ここで、モデルケースを用いて固定資産税等の軽減と助成金について支援額の試算を行い、その規模の比較を行ってみることにする。

< 固定資産税等の軽減と助成金の支援額試算 >

モデル：助成率が5%の地域において、本社以外の事務所等のための土地を80億円で取得したケース

○ 助成金による支援額

助成額は、投下資本額（取得費）に助成率を掛けた額と上限額のいずれか低いほうとなる。

このケースでは、投下資本額が80億円、助成率

が 5 %、助成上限額が 10 億円となり、助成金額を試算すると以下のようなになる。

$$\begin{array}{rcccl} 80 \text{ 億円} & \times & 5 \% & = & \underline{4 \text{ 億円}} \\ \text{(投下資本額)} & & \text{(助成率)} & & \text{(助成額)} \end{array}$$

○ 固定資産税等の軽減による支援額

土地の取得費である 80 億円が、地価公示価格と同額であると仮定して固定資産税等の軽減による支援額を試算すると以下のようなになる。

$$\begin{array}{rcccl} 80 \text{ 億円} & \times & 0.7 & = & 56 \text{ 億円} \\ \text{(地価公示価格)} & & \text{(7割評価※)} & & \text{(評価額)} \end{array}$$

※ 固定資産評価額は地価公示価格の 7 割を目途に評価するとされている。

$$\begin{array}{rcccl} 56 \text{ 億円} & \times & 0.7 & = & 39.2 \text{ 億円} \\ \text{(評価額)} & & \text{(負担水準※)} & & \text{(課税標準額)} \end{array}$$

※ 商業地等（住宅用地以外）の課税標準額は、価格（評価額）の 70% が上限となっている。

$$\begin{array}{rcccl} 39.2 \text{ 億円} & \times & 0.85 \% & = & 0.3332 \text{ 億円} \\ \text{(課税標準額)} & & \text{(税率の差※)} & & \text{(単年度軽減額)} \end{array}$$

※ 計算を簡素化するため、横浜市の固定資産税・都市計画税の税率の合計（1.7%）から、企業立地促進条例による認定事業の用に供する資産に適用される固定資産税・都市計画税の税率の合計（0.85%）を除いた税率の差を乗じて試算している。

$$\begin{array}{rcccl} 0.3332 \text{ 億円} & \times & 5 \text{ 年間} & = & \underline{1.666 \text{ 億円}} \\ \text{(単年度軽減額)} & & \text{(軽減期間)} & & \text{(総軽減額)} \end{array}$$

両者の支援規模を比較すると、助成金は取得費に

対して上限額があるとはいえ、最低でも5%を乗じた額が助成されるのに対して、固定資産税等の軽減は課税標準額の最大でも0.85%を乗じた額の5年分に留まることとなり、助成金との間で支援の規模に大きな差が出ていることが分かる。

(3) 助成金への変更の正当性と留意点

ここまでの検討を踏まえて、固定資産税等の軽減措置を助成金へ一本化することの適否について考察する。

税の軽減措置は、納税額以上に納税者の経済的負担を軽減することはできず、支援の規模には自ずと限界がある。この点から見れば、資本投資自体を誘引することが政策の目的であれば、固定資産取得への支援としては助成金の方が適切な措置ということになる。助成金をメインとして、固定資産税等の軽減措置は、むしろそれを補強するための支援策ということができるのである。

さらに、助成金の場合には地域や産業分野などに応じて助成率や上限額を変えることで強弱をつけやすく、より支援対象を限定した施策を実施することができるという利点があるのである。

以上が結論であるが、検討の過程では、税軽減も存続させ、助成金と税軽減とを企業が選択できるようにする手法の可能性も検討した。固定資産税等の軽減措置は、実績を有する支援手法であり、横浜市域での企業立地の促進を支えてきたからである。しかし慎重な検討を加えた結果、今回の条例見直しに

あたっては、従来以上に簡素で分かりやすい制度にすべきとの意見も強く、この企業がオプション選択できる制度は諦めることとしたのである。

また、横浜市の示した次期条例の原案では、税制の見直しと併せて、助成金の交付基準である最低投下資本額の引下げを検討している。この引下げにより、これまで固定資産税等の軽減措置による支援のみであった事業者（中小企業者で投下資本額が1億円以上5億円未満）に対しても助成金が交付されることとなる。もともと税軽減の適用を予定して横浜市への立地を考えていた企業も一定数存在すると考えられるため、助成金による支援の対象となることの周知等に留意すべきであることを指摘しておく。

第2節 法人市民税法人税割の軽減措置の導入

企業立地促進条例の見直しにおける第2の「柱」は、「テナント型」として行ってきた助成金（法人市民税法人税割に相当する額）を、法人市民税法人税割の軽減へと改めるという改正である。

改正の理由として横浜市が主張しているのは、次の2点である。すなわち、第1には、企業の負担軽減が実現する時期、タイミングの改善である。現行制度では一度、法人市民税の申告納付を行った後に相当額を助成金として交付しているため、税軽減と比べると、負担軽減の実現がはるかに遅い時期になってしまうのである。

第2には、企業の事務負担の軽減である。現行制度では、企業が助成金を交付されるには申告納付後に別途の手続が必要である。それが申告納付の際に税の軽減措置を受けることができれば、手続が大いに簡便になるのである。

企業立地促進条例における法人市民税法人税割の軽減については、本税制調査会は過去に否定的な意見を述べていた。具体的には、前身である税制研究会による意見書（平成23年度）において、「所管局の検討案について税制として仕組むにはさらに議論や検討が必要である。特に税制として最も重要な公平性の視点から政策税制としての不公平を上回る公益性の説明の点や適切な手段の視点から、支援の手法として適当なのか。」と指摘している。

しかし、意見書でもこうした指摘をしているところだが、公益性と手段とを取り巻く状況が当時とは大きく変化している。先に横浜市からも示されているとおり、2020年までに東京で大量に供給されるオフィス床など、企業の東京への一極集中のさらなる加速が懸念されている状況があり、東京をはじめとする首都圏の自治体間における企業誘致競争も過熱している。つまり社会・経済情勢、特に都市間誘致競争が激化した結果、企業誘致政策の必要性、広い意味での公益性がかつてないほど高まっているのである。その公益性を他都市との競争に勝って確保するためには、より適切な手段を選択せざるをえないのである。

そして、より適切な手段とは法人市民税法人税割の軽減ということになる。なぜならば、税軽減とするこ

とにより、助成金と比較して効果のタイミングが早くなることで、企業のインセンティブ、つまり政策の効果がより高まるからである。また、独自の条例による企業誘致推進のための法人市民税法人税割の軽減措置は、他の政令指定都市では導入されておらず、横浜市が初めて導入することは、都市間誘致競争において非常に大きなアナウンス効果も期待できるのではないかと考える。

もちろん法人市民税法人税割の軽減を導入するのにあたっては、注意すべき点やさらに検討すべき点もある。以下でそうした点について検討する。

(1) 手段の適切性

次期条例として提案されている法人市民税法人税割の軽減措置は、これまで助成金によって行っている支援を、税の軽減に転換しようという案である。

これまで本税制調査会は、逆方向の仕組みを提唱してきた。すなわち、政策的な誘導は、まずは助成金等の支援手法によって行うべきであり、税負担の軽減は、さらに強い誘引が必要な場合に用いられるべきとしてきたのである。しかしながら、今回のように既に税相当額を助成金として支出しているものを、税の軽減措置に転換したいという場合においては、結果として進出企業が受ける支援の金銭的な規模は同程度となるため、その手法の違いにより生ずる効果の違いについて検討する必要がある。

助成金と税の軽減措置との手法の違いにより生ずる効果の違いには、大きなものとして2つ挙げら

れる。すなわち、①企業の負担軽減が実現するタイミング、②制度の透明性、情報公開度の違い、である。

ア 効果のタイミング

まず、企業側に効果の生ずるタイミングについて比較・検討する。この点については、横浜市からの提案理由にもあるが、既に支援を行っている企業や進出を検討している企業などに対して横浜市が行ったヒアリングにおいて明らかになったこととして、企業サイドでは、一度納付してから相当額が交付される助成金よりも、申告時に納付額から控除され、納付しなくて済む税の軽減措置の方がより好ましいとの考え方を持っているようである、という点がある。

横浜市によると、現行の助成金制度では法人市民税の申告納付から、事務手続き等の都合により助成金の交付までに約半年を要しているとのことであり、そうであるならば、法人市民税法人税割を申告納付時点で軽減することにより、企業側に効果の生ずるタイミングは早期化されることとなる。

イ 制度の透明性・情報公開度

次に、透明性の違いについて比較・検討する。助成金は、毎年度の予算に計上されるものであり、決算も公にされるものである。一方の税の軽減措置は、課税当局に個別の納税義務者の情報につい

ての守秘義務が課されていることなどもあり、助成金との比較においては透明性が低くなる。

この点の比較においては、助成金の方が優れた手法と言える。ただし、税制の方でも工夫できないわけではない。例えば、租税支出の考え方に基づいて、決算時に税の軽減措置による税収減の金額を公表するなどの取組みを行えば、市民に対する十分な説明を行い、制度の透明性を高めることは可能なのである。

(2) 事業所税及び法人市民税均等割の活用

今回、横浜市からは、「テナント型」支援の手法として、法人市民税法人税割の軽減が提案され、その他の税目の軽減措置については行わないとの考えであった。

しかし、大都市における企業誘致の政策税制を構想するのであれば、まず議論の俎上に載せるべき税目がある。言うまでもなく、事業所税と法人市民税均等割である。

ア 事業所税の活用

事業所税は、「人口、企業が集中している大都市の都市環境の整備に必要な財源の確保を図るため、大都市地域における行政サービスと企業活動との間の受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によりとらえて、これらの地域に所在する事務所事業所に対して負担を求める」（昭和50年度政府税制調査会答申）として創設され、大都

市において事業を行う企業に対して、その事業活動の規模に応じて負担を求める市税である。

そもそも事業所税は、その立案段階から、大都市への人口・企業等の過度の集中の抑制を図ることを目的としており、いわば「追い出し税」という側面を有する。

事業所税は、地方税法において、基本的には人口30万人以上の都市は課税するものとされており、課税団体となることに自治体の裁量はない。大都市は、企業誘致という側面から見ると、税制面でその他の都市との間で競争力に不利な差がつけられているとも言える。

事業所税の課税標準は、事業所床面積と従業員給与総額であり、事業所の規模が大きくなるのに応じて税額も大きくなる外形標準課税となっている。誘致する企業の事業所が大規模であればあるほど、その誘致にあたっては、事業所税の負担が、大都市とそれ以外の都市との間での立地選択に際して、決め手となることも考え得る。

企業誘致のために税の軽減を検討するのであれば、法人市民税法人税割よりも前に、「追い出し税」としての事業所税の軽減措置を最初に検討すべきであろう。

イ 法人市民税均等割の活用

法人市民税均等割は、地域社会の費用を広く住民が負担するという市民税（個人・法人）の中でも、その法人の規模に応じて一定の額を負担する

ものであり、経営の成果である赤字・黒字の別なく負担するものであって、市域内に事務所・事業所を有するほぼ全ての法人が負担する税である。

企業誘致を図る上で、均等割の軽減は、特に赤字決算となっている欠損企業にとっては、大いなるインセンティブになりうる。欠損企業は、均等割以外の法人市民税を納税しておらず、仮に均等割を軽減すれば、法人市民税の負担がゼロとなるからである。

ただし、このインセンティブの大きさが、逆に軽減の実行への妨げとなる。納税者間の不公平が、企業間でも、企業と個人との間でも、許容できないほどになってしまうと思われるのである。

法人市民税均等割は、個人の市民と横並びで、最低限の応益負担として企業にも負担を求めるべきであり、政策税制として軽減するのは厳に控えるべきと考えられるのである。

第4章 次期企業立地促進条例と政策税制の活用

以上みてきたように、本税制調査会は、更新期を迎えた企業立地促進条例について幅広い視点から慎重な考察を加えた。条例がこれまで上げた実績と今後予定される効果を包括的に評価すれば、次期条例は基本的に適切と判断できる。現時点で横浜市が構想している方向で次期条例の策定を進めるべきである。

ただし、それぞれの論点にて記したように、さらなる検討やより慎重な判断を求める点もある。また、ここまであえて言及を控えてきたが、企業立地を誘導する政策税制は租税の公平性を阻害しがちであるという注意点もある。そこで答申の最後に、特に留意すべき2点を改めて指摘しておくことにする。

まず第1には、新たに導入する法人市民税法人税割の軽減措置について、恣意的な運用が行われないう、明確かつ厳密な規定を設けるべきことである。法人市民税を軽減する要件の明確化と、厳格な運用が担保される条例としなくてはならない。前述のとおり、税の軽減は、納税者間の公平性を阻害しがちであるため、軽減を適用する場合の要件をしっかりと定め、その要件に合致しているかどうかを常に確認し続けることが必須となるのである。

第2には、法人市民税と同時に、事業所税の軽減措置が必要ないかどうか、真剣に検討すべきことである。これも前述のとおり、事業所税は「追い出し税」であり、都市自治体が企業立地促進のために税の軽減

措置を検討するのであれば、何を置いても真っ先に検討すべき税目なのである。

もしも事業所税の軽減を追加で導入するとなれば、税金の変化といった財政上の視点からも詳細な検討を加えねばならないが、地方税のエキスパートである税制調査会からすれば、事業所税を用いた課税自主権の活用（誘致のための軽減措置）を検討すべきと考えるのである。

これら本税制調査会の指摘した留意点や注意点について、市長はじめ横浜市役所において十分な熟考が加えられ、さらに完璧な条例案が策定されるべきと考える。

おわりに

企業が立地を考慮する際、横浜市はもともとアトラクティブな都市である。首都圏の中でも、特に良好な都市イメージを有し、海外に開かれた印象を与えるとともに、効率的な交通網や有能な人材にも恵まれているからである。

ただし、その横浜市でさえ、企業誘致に本腰を入れねばならない時代に我々はいる。都市間の誘致競争が激化し、他自治体も多大なコストをかけ、あまたの工夫を凝らして企業誘致に奔走しているからである。かくして企業立地促進条例による企業誘致の政策は、横浜市の最も重要な施策の一つとも言ってよいだろう。

他自治体との誘致競争を意識しつつ、これまで以上の努力と斬新な工夫を凝らしていかなければならない。その1つが、次期条例で導入される予定の法人市民税の軽減措置なのである。横浜市を取り巻く経済・社会の変化と市域内の実情をしっかりと分析し、横浜の強みを生かした支援制度を用意することが、東京をはじめとする他の自治体との競争に打ち勝つために求められているのである。

横浜市が、中期4か年計画で目指している「人も企業も輝く横浜」の実現のために、明確なビジョンを持って政策を強力に推進する必要があるならば、政策税制の活用に及び腰になる必要はない。

今後、横浜市の次期条例について、本税制調査会の意見を踏まえた議論がなされ、最善な形で条例が完成するのを楽しみに本答申を閉じることとする。

